

事 務 連 絡  
平成30年1月10日

富山県建設業協会会長 殿

富山県土木部建設技術企画課長



公共工事に使用される工事車両の定期点検整備の実施の徹底について（依頼）

日頃より富山県の土木行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

別添のとおり、国土交通省自動車局整備課長より依頼がありましたので、貴協会会員各社に対し、所有する工事車両の定期点検整備を確実に実施されますよう、周知のほどお願いいたします。

【参考、道路運送車両法より抜粋】

（定期点検整備）

第四十八条 自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

一 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量八トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 三月

（事務担当 建設技術企画課 技術指導係）



【別添】

国自整第211号の2  
平成29年11月30日

各地方公共団体の車両管理部署担当者 殿

国土交通省自動車局整備課長



公用車の定期点検整備の実施の徹底等について（依頼）

先般、「公用車の定期点検整備実施状況調査について（依頼）」（平成29年3月23日付け国自整第389号の2）により依頼させていただきました調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

本調査の結果、行政機関が保有する車両の一部において、法定の定期点検整備が未実施のものが確認されました。（本調査の結果については別添参照。）

本来、法令を遵守すべき行政機関が保有する公用車において定期点検整備未実施のものがあつたことについては、早急に改善を図っていく必要があると認識しています。

については、貴庁が保有する全ての公用車について、規定の定期点検整備の徹底をお願いいたします。加えて、昨今、公用車が車検切れのまま運行する事案も発生しているところ、自動車検査証の有効期間を適切に把握し、車検切れ運行とならないよう適切な保守管理の徹底をお願いいたします。

併せて、本調査の対象とはなっておりませんが、貴庁職員が保有するマイカー及び貴庁が発注する公共工事に使用される工事車両についても、定期点検整備を確実に実施するよう周知、徹底を行っていただきますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、本調査の結果につきましては、12月8日に公表を予定しておりますので、了知願います。

（問い合わせ先）

国土交通省自動車局整備課 平川、下窪  
電話番号 03-5253-8111（内線：42-412）  
03-5253-8599（直通）